

上越市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年5月19日

上越市長 小 菅 淳 一

上越市規則第39号

上越市市税条例施行規則の一部を改正する規則

上越市市税条例施行規則（昭和46年上越市規則第66号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項の表法第20条の2第1項の項中「（その1・その2）」を削る。

第45号様式その2を削り、第45号様式その1を次のように改める。

第45号様式（第10条関係）

公 示 送 達 書	
<p>次の者に書類を公示送達します。 なお、公示送達した書類は、市長が 保管しており受領権限を有する者には いつでも交付します。</p>	<p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">上越市長 印</p>
担当部署名	
送達を受けるべき者の氏名	書類を送達する根拠法令
<p>(注意)</p> <p>地方税法第20条の2第3項の規定により、公示をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。</p>	

附 則

この規則は、令和8年5月21日から施行する。